

金沢城二の丸御殿復元整備専門委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、金沢城二の丸御殿復元整備専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、復元整備を進める「二の丸御殿」の設計・施工について、専門的・技術的視点から検討を行い、助言をするものとする。

(組織)

第3条 委員会は、専門分野の学識経験者で組織するものとし、別紙に掲げる者をもって充てる。

(委員)

第4条 委員は、石川県知事が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員会の会議は、その委員の半数以上の出席をもって開くものとする。

(専門分野の学識経験者等の出席)

第7条 委員会は、設計・施工の技術的検討にあたり必要があると認めるときは、会議に委員以外の学識経験者等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務は、石川県土木部公園緑地課金沢城二の丸御殿復元整備推進室において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月5日から施行する。